

小城市における学校給食のあり方について

(答 申)

平 成 25 年 3 月

小城市学校給食審議会

目 次

1 はじめに.....	1
2 小城市学校給食の現状と課題.....	3
3 小城市が目指す「学校給食」の方向性	5
4 学校給食の運営	6
5 給食運営委員会のあり方について	9
6 学校と給食センターの関係	10
【食物アレルギーへの対応について】.....	11
7 給食費の徴収方法について.....	12
【給食費滞納問題への対応について】.....	13

【付属資料】

1. 小城市学校給食審議会条例.....	14
2. 審議会委員名簿.....	15
3. 教育委員会諮問.....	16
4. 審議資料.....	18
5. 審議会議事録.....	21

1 はじめに

小城市は、平成17年3月に小城郡4町(小城町・三日月町・牛津町・芦刈町)が対等合併してスタートし、8年ほど経過しました。この間に、学校給食の現場を取り巻く環境は大きく変化しています。

旧町単位で異なっていた学校給食のあり方については、平成19年度に「学校給食審議会」において、子どもたちに提供される学校給食とはどうあるべきか、市の学校給食が目指すべき方向性などについて審議され、教育委員会へ答申がされました。

平成19年度の答申内容は、逼迫する財政状況などを加味し、最も現実的な運営形態として学校給食施設を集約化する「南部給食センター」の建設を基本としたものでありました。

しかし、国内外で多発した大規模地震の発生により、国から、耐震化の完了年次を早めるよう市町村に要請がなされ、小城市でも学校施設等の耐震化を進め学校施設内の子どもの安心・安全を確保する事を最優先とするとの判断から、国の要請に応じるかたちとして構造耐震指標の低い学校施設の耐震補強について2年程度計画を前倒して実施されました。そのために、南部給食センターの建設を中止することとなり、センター方式、単独自校方式、複数施設共同の自校方式、弁当委託方式、また、完全給食校、副食のみ給食校など、異なる学校給食のあり方が存在する課題については別の方法を検討する必要がでてきました。

そのため、当面の対応策として、平成21年度に施設の設備を拡張し、平成22年4月から三日月中学校と三日月幼稚園の2施設について小城市学校給食センターから配給を開始するとともに米飯を委託することで、児童・生徒の急速な増加により供給能力を超えていた三日月小学校給食室の食数を軽減させ、

単独自校方式による完全給食が実施されました。

また、平成22年12月までに砥川小学校給食室の設備を拡張し、平成23年1月から牛津中学校へ給食の配送を開始し、牛津中学校の完全給食を実施するなど、市内における学校給食の不均衡を改善するための対策を講じられました。

さらに、老朽化が著しかった芦刈給食室については、小中一貫校の建設に併せてセンター方式を採用した芦刈給食センターが建設されました。

しかし、これらの対応策では弁当委託校や副食のみ給食校にとっての問題は解消できたものの、学校給食の運営・人事体制・施設設備の老朽化対策など、本市全体の学校給食を取り巻く様々な課題の解決には至っていません。そのため、今後の中・長期にわたる本市学校給食のあり方を示し、そのあり方に沿った取り組みが喫緊の課題となっています。

こうしたことから平成23年12月、小城市給食審議会条例の規定に基づく当審議会が立ち上がり、「小城市学校給食のあり方」について小城市教育委員会より諮問を受け、審議を行ってきました。平成23年度に2回、平成24年度に5回と年度を跨いだ審議でしたが、この審議のベースには平成19年度に給食審議会で検討された答申があります。前回の答申結果を継承し、これをベースに課題の洗い出しと整理を行って今回の審議会に検討材料を提供しました。

当審議会として、教育委員会諮問に基づき、子どもたちに提供される学校給食とはどうあるべきか、そのあり方について審議し、以下の答申（提言）としてまとめましたので報告いたします。

この答申を真摯に受け止め、今後市における学校給食に関する施策及び事業計画に活かし、実現するよう努めていくのが行政の責務であろうと考えます。小城市教育委員会におかれましては、この答申の趣旨を充分活かした施策の展開に取り組まれるよう、強く要望いたします。

2 小城市学校給食の現状と課題

小城市における学校給食の現状は資料「平成24年度給食施設状況」及び「平成24年度給食施設位置図」のとおりです。

市立幼稚園3園、小学校8校、中学校4校の学校施設のなかで、小城町地区の晴田幼稚園・桜岡小学校・三里小学校・晴田小学校・岩松小学校・小城中学校及び三日月地区の三日月幼稚園・三日月中学校については、給食センター方式を採用し小城市学校給食センターから統一した給食を提供しています。その食数は、園児・児童・生徒及び教職員合わせて約2,600食になります。

三日月町地区の三日月小学校は、三日月小学校に併設された自校方式の給食室から提供しています。食数は約900食です。

牛津町地区は、牛津小学校に併設された給食室から提供する自校方式、砥川小学校・牛津中学校が砥川小学校に併設された給食室から提供する自校方式の親子給食方式で完全給食を実施しています。食数は、牛津小学校が約500食、砥川小学校が約500食です。

芦刈町地区では、芦刈幼稚園・芦刈小学校・芦刈中学校について、芦刈小学校に併設された芦刈給食センターより約600食の完全給食が提供されてきました。

このようにセンター方式、単独での自校方式、複数施設共同の自校方式など、この異なる学校給食のあり方をどのように調整していくかが今後、小城市に課せられた大きな課題です。

加えて近年、学校給食分野で社会問題になっているのが、給食費の滞納問題です。保護者に課せられた給食費は、子どもたちの賄い材料費に充てられており、保護者の規範意識の希薄化・モラルの低下による給食費の滞納は「子どもたちに安心・安全で栄養価の高い食事を提供する」という学校給食の目的を阻害する大きな要因となって

います。小城市においては、資料「平成23年度 給食費徴収状況(決算額)」のとおりですが、特に小城市学校給食センター所管の給食費徴収状況は市全体の給食費徴収状況(徴収率99.2%、未納額約178万円)と比較すると、徴収率が98.6%、未納額が約146万円となっており、市全体の給食費未納額の約82%にあたります。この滞納問題をどのような形で解決していくのか、緊急の課題となっています。

その他、最近の子どもたちのなかで食物にアレルギー拒絶反応を示す子どもの比率が高くなってきています。学校給食においても、卵や甲殻類など、特定の食材に対してアレルギーを示す子どもについては、その特定の食材を除去して学校給食を提供している自校方式の施設と、給食センターのようにその運営形態から除去食について対応できない施設があります。また、全身性のアレルギー反応で重篤になるとショック状態に陥り、生命の危険にまで及ぶ「アナフィラキシー」の子どもや、十数種類もの食材にアレルギー反応を示す子どもなど、食物アレルギーをもつ子どもの現状は複雑かつ多様で、その対応はますます困難な状況になってきています。さらに、アレルギーをもつ子どもの保護者の学校給食に対する要求も高くなり、どういった基準を設けて対応していくのか、新たな指針の策定が必要になってきています。

3 小城市が目指す「学校給食」の方向性

【小城市が目指す「学校給食」の定義】

- (1) 小城市が目指す「学校給食」とは、学校における「食育」の観点から展開する教育の分野であり、子どもたちの健全な発育に必要なかつ安全な食事を提供することを目的とします。また、「食」が生涯にわたって人に及ぼす影響や健康な体を維持するためにどれだけ大切か、そうした「食」に関する正しい知識や食習慣を習得させることも重要です。
- (2) 小城市が目指す「学校給食」は、学校給食法に定義する幼・小・中学校で公立（市立）学校に通う園児・児童・生徒を対象とし、原則として市立学校に通う園児・児童・生徒すべてに提供されます。

【行政の役割と保護者の責任】

- (3) 小城市が提供する学校給食は、行政の役割と保護者の責任により維持されるものです。行政は、市立学校に通う子どもたちに対して安全かつ衛生的、そしておいしい給食が、公正かつ安定的に提供される環境を構築し、子どもたちの健全な発育に寄与します。同時に、子どもたちの年齢段階に応じた「食育」の取組みを積極的に展開するため、学校と連携しながら人的・財政的支援を推進します。
- (4) 保護者は、食材費（給食費）について負担する義務を負い、遅滞なく納入する責任があります。また、保護者は家庭のなかで、正しい食習慣を子どもに身につけさせることが重要です。それが、子どもの健全な育成につながるということをきちんと理解し、家庭教育を実践・強化する必要があります。加えて、子どもの健全育成の一端を担う学校給食の運営と子どもたちが享受する給食についても高い意識と関心を持ち、学校と家庭が連携して「食育」活動を推進できるよう、最大限の配慮と努力を行うものとします。

4 学校給食の運営

小城市の学校給食は現在、センター(共同調理場)方式、自校方式など、異なる学校給食の提供方式を余儀なくされています。そこで、市立学校に通う子どもや保護者たちにとって公平かつ納得できる提供のあり方を模索していかなければなりません。それを踏まえたうえで、さまざまな施設運営のあり方について検討した結果、もっとも現実的な運営形態は「給食センター(共同調理場)」方式であると考えます。

子どもたちの目に見える近い場所で調理する自校方式が、教育的視点や保護者の立場からみた場合に最良であるという意見も強くあります。しかしながら、一方で施設の維持管理に係る費用の効率化に限界があります。今日的課題である行財政改革の視点からみると、老朽化が進んだ施設及び調理器具、処理能力に限界がある施設など、自校方式施設の維持管理に係る経費は今後年々増加していくと見込まれており、こうした自校方式の調理施設を残していくことは大変困難なことだといえます。

また、小城市では旧4町の施設がそのまま継承されており、子どもたちが受ける学校給食の内容に違いがあり、このままの形態を維持していくことは公平性の視点から問題があります。

こうした観点から、当審議会では市内の学校給食施設を集約化したセンター方式を目指すことが望ましいという結論に至りました。

稼働中の小城市学校給食センター・芦刈給食センターに加え、中部にもう1つ学校給食センターを建設し、市内の3市立幼稚園、8市立小学校、4市立中学校に対して統一的な学校給食が提供できるような環境を整えていくことが重要です。この3つの学校給食センターに集約化することにより、市内の子どもたちに対する統一的な学校給食の提供を実現し、かつ人的管理や財政上のメリットを生み出していくことが可能になってくると考えられます。

また、学校給食センター方式を前提とした運営のあり方としては、行政の直営方式の

ほか、最近注目される方式として、施設を行政で用意し調理などソフト部分を民間の活力を導入する「公設民営」のやり方があります。さらに、ハード・ソフトともに「民間委託」による方式等もあります。直営方式から「給食業務の委託」に移行する自治体も増えてきており、民間委託が必ずしもマイナス面ばかりという状況にはありません。

長期的な視点に立った場合、小城市が置かれている状況に照らし合わせて、直営方式か民間委託方式かの選択を検討していく必要があります。

しかしながら、センター化を実現するスケジュールを踏まえると、民間委託方式へ移行する場合には現在抱えている給食調理員の処遇など人事管理上解決しなければならない大きな課題があります。こうした問題を解決し、新給食センターで民間委託方式を採用するには時間的に余裕がないため、先行して民間委託を進めながらセンター化を採用することが妥当であるという結論に至りました。

また、新給食センターは、学校給食を活用した食に関する指導の一層の充実を図るため、小城市で生産される食材を活かした献立や時には手作りの給食などを衛生的に安全に提供し、「食育」の幅広い展開を推進できる中核施設として位置づけていくことが大切です。

以上のことから、今後の学校給食センターの運営については、次のようにまとめることができます。

- (1) 小城市における学校給食のあり方は、人的・施設的に集約化した「センター方式」に統一して採用すること。
- (2) センター方式では、自校方式で取り組んできた子どもたちへの「食育」について積極的に取り組み、「食育」の中核施設として位置づけること。
- (3) 3つの学校給食センターが稼動するまでの間に、長期的視点で民間委託の可能性について検討し、直営方式に比べて民間活力を導入するほうが、メリットが大きいと判断した場合は、速やかに移行すること。
- (4) 中部給食センター(仮称)の建設地は、学校施設の隣接地が望ましいが、その選定については慎重に検討すること。
- (5) 中部給食センター(仮称)の機能は、学校・栄養士・給食調理員及び保護者の意向を充分踏まえて検討すること。
- (6) 中部給食センター(仮称)の運営に関する市民への情報公開について、万全を期すこと。

5 給食運営委員会のあり方について

学校給食運営委員会は、学校給食の運営に関する意思決定機関です。小城市では、3つの学校給食センターを直営で運営する場合、この組織体制の整備は必要不可欠な課題です。従って、現在異なった給食提供方式の混在により各施設にある給食運営委員会の見直しを図る必要があります。

特に、学校給食運営委員会の役割をどのように見直し、規定していくか大きな課題であるといえます。運営に関わる意思決定機関として自立し、学校給食の運営に関する問題解決能力をもつ組織にしていく必要があります。具体的には、社会問題化している給食費の滞納問題について、学校現場だけの取り組みではなく、運営委員会の主体的課題として解決策を見出し、学校や行政と連携して取り組んでいくことができる組織体制であることが大切です。

以上のことを踏まえて、今後の学校給食運営委員会のあり方については、次のように提言します。

- (1) 給食運営委員会は、小城市で統合、一本化すること。
- (2) 給食費の徴収関係業務は各学校で処理し、各センター会計、市単位の会計へと積上げ方式のシステムを研究・開発すること。
- (3) 会計報告は、各学校単位（保護者へ）、センター単位（各学校へ）、市単位（運営委員会へ）の3段階で行う。
- (4) 下部組織として献立委員会や衛生管理委員会などを置く。
- (5) 組織構成のなかで、地域や保護者などと連携し易い体制を検討すること。

6 学校と給食センターの関係

市立幼・小・中学校と学校給食を提供する学校給食センター、そして行政（教育委員会）との関係について明確にしておく必要があります。以下に、当審議会が結論づけた位置づけを示します。

- (1) 行政は、学校給食の実施者であり、学校給食の調理場である学校給食センターを運営します。
- (2) 学校長は、学校給食の実践に係る管理者であり、学校は、食材費である給食費を保護者から徴収します。
- (3) 学校は、保護者から徴収した給食費を給食センター口座に振り込むと同時に、未納者及び滞納者についての管理を行います。
- (4) 学校は、運営委員会及び行政と連携して督促を含む徴収活動を行います。
- (5) 学校は、給食の内容や給食の実施に関する子どもや保護者の意見・要望をまとめて、給食センターと情報交換を行います。
- (6) 学校給食センターは、給食費を適切に管理し、子どもたちの発育状況に応じた献立を作成し、それに必要な食材・資材を調達して給食を作り、学校に提供します。
- (7) 学校給食センターは、学校との情報交換を密に行い、食育に関わる啓発活動等学校への積極的な協力・支援を行います。

【食物アレルギーへの対応について】

今日課題である子どもの食物アレルギーへの対応は、学校・学校給食センターが連携・協力し、取り組んでいく必要があります。しかし、アレルギーの状況は一面的ではなく、アレルギーの内容、症状は多岐にわたっています。そうしたなかで、学校給食が対応できる範囲は限られていますが、保護者の要求は常に高度化してきています。

小城市では、そうした状況を鑑みて、行政が公共サービスとして提供できる学校給食の領分、つまり学校給食が対応できる範囲と保護者の果たすべき役割を明確にして保護者に示す必要が生じてきています。

この点について、以下のとおり方針をまとめて提言します。

- (1) 小城市学校給食では、食物アレルギーへの対応は原則として除去食による献立メニューを作成し、対象となる子どもが摂取する栄養価が低下しないようにできるだけ配慮します。ただし、給食施設が除去食に対応できない場合は、献立表などでアレルギー対象項目を表記することで対応します。
- (2) 食物アレルギーへの対応については、保護者から提出された医療機関の診断書などの証明に基づいて行います。
- (3) 多種類の食材・素材へのアレルギーを示す子どもについては、個別メニューで対応することは実質上困難であり、保護者による弁当提供を原則とします。

7. 給食費の徴収方法について

給食費の徴収及び社会問題化している滞納問題について、改めて見直しを図る必要があります。給食費は原則として、子どもたちが食べる食材の費用を保護者が負担しているものです。その徴収方法としては、小城市では次の3つに分類できます。

- ① 給食センター方式 — 給食費単独で保護者口座からセンター口座へ振替
- ② 自校方式1 — 学校校納金と一緒に保護者口座から学校口座へ振替
- ③ 自校方式2 — PTA地区役員が手集めして学校口座に振込み

この3つの徴収方法のなかで、給食センター方式は、徴収の効率化が図れますが、一方では保護者から見ると学校や担任教師との関連性が薄くなり、結果として給食費を払わない滞納者が増加するという特徴があります。また、自校方式2は手集めでほとんど未納者がいないという利点がありますが、地域性や歴史性に負うところが強く、個人情報保護の観点からみると市全域に広げる一般的な徴収方法には適さないと考えます。

従って、現状で当審議会が基本原則として考える徴収方法は、自校方式1が適しているという結論に達しました。学校において、保護者から徴収する校納金と給食費をセットにして学校口座に振替えることにより、学校や担任教師との接点を維持しつつ、保護者にとっても口座振替のメリットを活かすことができます。

また、自校方式2の手集め方式については、地域の特性によっては有効な手段であり、それを廃止して自校方式1に移行させる必要はないと考えています。

【給食費滞納問題への対応について】

小城市においても深刻な問題となっている給食費の滞納については、滞納者の状況に応じた徴収手続きを明確にしていくなど、早急に対策を講じる必要があります。

小城市の現状としては、全体で滞納率が1%程度となっています。そのなかには、生活困窮世帯で就学援助制度を利用している家庭や、たまたま口座の資金不足で振替えできなかった短期の未納世帯は含まれていません。支払い能力があるにも関わらず、数ヶ月以上支払う意志が見受けられない悪質な滞納者を指しています。この悪質な滞納者に対しては、児童手当などを活用した徴収を行いながら、また法的措置を行うなど、断固として厳しい姿勢で臨む必要があります。

保護者は、滞納が子育て放棄にもつながる行為であるということを充分認識し、改めて親の規範意識について見つめ直してもらいたいと思います。滞納による子どもたちの心理的負担を考えると、健やかな成長に及ぼす影響は計り知れず、子どもの健全な育成の観点からも保護者としての責任を果たしていくことが重要です。

そのためには、行政・学校からも機会あるごとに保護者に向けた啓発情報を積極的に発信し、行政・学校が連携して給食費の滞納ができないような環境づくりや滞納に陥り易い保護者をフォローアップするようなシステムづくりを推進していくことが望ましいと考えます。

小城市学校給食審議会条例

平成 19 年 10 月 1 日

条例第 33 号

(設置)

第 1 条 小城市学校給食のあり方について審議するため、小城市学校給食審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、学校給食の運営及び給食費徴収方法等に関する事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校長及び教頭
- (2) 幼稚園長
- (3) 学校事務長
- (4) 学校栄養職員
- (5) 育友会及び PTA の役員
- (6) 学識経験を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年小城市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

平成24年度 給食審議会委員名簿

N0	審議会委員（16人）	所属	役職	氏名	備考
1	学識経験を有する者	西九州大学	講師	佐藤 範男	会長
2	学校長及び教頭	芦刈小学校	校長	西岡 良子	副会長
3	学校長及び教頭	桜岡小学校	校長	南里 敏	
4	学校長及び教頭	岩松小学校	校長	荒牧登貴子	
5	学校長及び教頭	三日月中学校	校長	渡瀬 浩介	
6	学校長及び教頭	牛津小学校	教頭	松永 富子	
7	学校長及び教頭	砥川小学校	教頭	松本 陽一	
8	幼稚園長	三日月幼稚園	園長	明石 保馬	
9	学校事務長	小城中学校	事務長	西村 正弘	
10	学校事務長	芦刈中学校	事務長	鮎川 慶一	
11	学校栄養職員	岩松小学校	学校栄養職員	市川 雅子	
12	学校栄養職員	牛津小学校	学校栄養職員	松村 会里子	
13	育友会及びPTAの役員	桜岡小学校	PTA副会長	白土 晴美	
14	育友会及びPTAの役員	三日月小学校	育友会副会長	中尾 直子	
15	育友会及びPTAの役員	牛津中学校	母親委員	水町 由佳	
16	育友会及びPTAの役員	芦刈小学校	P T A会長	橋間 順子	

諮 問 文

小城市学校給食審議会長 様

次に掲げる事項について、下記理由を添えて諮問します。

本市における学校給食のあり方について

平成 23 年 12 月 1 日

小城市教育委員会

委員長 江 島 紀 行

【諮問理由】

旧町単位で異なっていた学校給食のあり方については、その課題解決のために平成 18 年度に「学校給食問題検討会」や「学校教育施設整備計画検討委員会」を立ち上げ、学校給食問題や給食施設整備のあり方について検討してきた。また、平成 19 年度には「学校給食審議会」において、子どもたちに提供される学校給食とはどうあるべきか、市の学校給食が目指すべき方向性などについて審議をお願いし、教育委員会へ答申を行っていただいた。

平成 19 年度の答申内容は、逼迫する財政状況などを加味し、最も現実的な運営形態として学校給食施設を集約化する「南部給食センター」の建設を基本としたものであった。そのため、唯一、弁当委託方式を実施していた牛津中学校についても、学校の改築にあわせて給食を提供できるようにするため、平成 20 年度の当初予算に南部給食センター施設整備の事業費として、設計委託料など 31,963 千円を計上していた。

しかし、国内外で多発した大規模地震の発生により、国は地震防災対策特別措置法を改正し、学校施設の耐震化促進に向けた支援措置を図るとともに、公立小中学校施設の耐震化年次計画を積極的に前倒しすることにより、耐震化の完了年次を早めるよう市町村に要請してきた。

本市でも学校施設等の耐震化を進め学校施設内の子どもの安心・安全を確保する事を最優先とするとの判断から、国の要請に応じるかたちとして構造耐震指標の低い学校施設の耐震補強について2年程度計画を前倒して実施することになった。そのために南部給食センターの建設を中止することとなり、センター方式、単独自校方式、複数施設共同の自校方式、弁当委託方式、また、完全給食校、副食のみ給食校など、異なる学校給食のあり方が存在する課題については解決する目途がなくなった。

そのため、当面の対応策として、平成21年度に給食センターの設備を拡張し、平成22年4月から三日月中学校と三日月幼稚園の2施設について給食センターから配給を開始するとともに米飯を委託することで、児童・生徒の急速な増加により供給能力を超えていた三日月小学校給食室の食数を軽減させ、単独自校方式による完全給食を実施することができた。

また、平成22年12月までに砥川小学校給食室の設備を拡張し、平成23年1月から牛津中学校へ給食の配送を開始し、牛津中学校の完全給食を実施するなど、市内における学校給食の不均衡を改善するための対策を講じてきた。

しかし、これらの対応策では弁当委託校や副食のみ給食校にとっての問題は解消できたものの、学校給食の運営・人事体制・施設設備の老朽化対策など、本市全体の学校給食を取り巻く様々な課題の解決には至っていない。そのため、今後の中・長期にわたる本市学校給食のあり方を示し、そのあり方に沿った取り組みが喫緊の課題となっている。

以上のことから、本市の学校給食の現状を踏まえた上で、あらためて本市の学校給食の中・長期的なあり方を明確にするため、次の事項について諮問する。

主な諮問事項

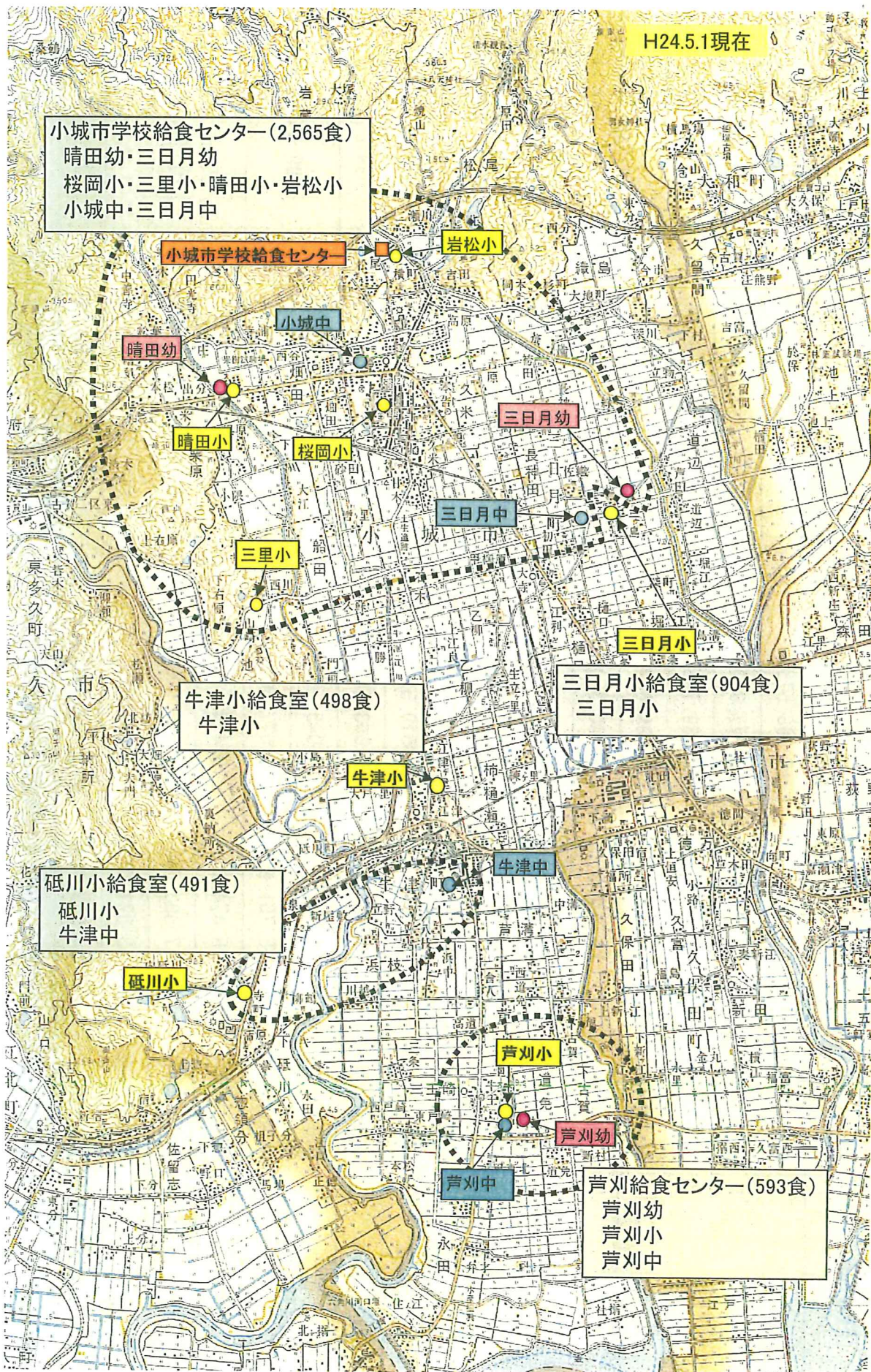
- (1) 本市における学校給食の運営について
- (2) 給食調理・配送業務の民営化について
- (3) 給食費の徴収方法について

平成24年度 給食施設状況

平成24年5月1日 現在

項目	施設	小城給食センター	三日月小給食室	牛津小給食室	砥川小給食室	芦刈給食センター	備考
運営形態		共同調理場方式 (センター方式)	単独調理場方式 (自校方式)	単独調理場方式 (自校方式)	単独調理場 親子給食方式 (親子方式)	共同調理場方式 (センター方式)	
		2,565人	904人	498人	491人	593人	5,051人
給食状況	小学校	桜岡小	三日月小	牛津小	砥川小	芦刈小	2,799人
		三里小					
		晴田小					
		岩松小					
	中学校	小城小			牛津中	芦刈中	1,503人
		三日月中					
	幼稚園	晴田幼				芦刈幼	322人
		三日月幼					
	職員	職員等	職員等	職員等	職員等	職員等	427人
		210人	64人	39人	53人	61人	69人
職員配置	栄養士		27人	13人	9人	10人	5人
		2人	1人	1人	1人	1人	1人
	市費		-	-	-	-	1人
		1人					1人
	正規						4人
		4人					1人
	嘱託						19人
		6人	4人	3人	3人	3人	33人
	派遣						5人
		13人	7人	4人	4人	1人	1人
	調理員						
		1人	1人	1人	1人	1人	
給食施設	設置時期	H8.3	S63.12 (H19.3 65㎡増)	S60.2 (H14.3 2㎡増)	S63.3 (H22.8 10㎡増)	H24.4 (H24.3 新築)	
	面積	1,054㎡	340㎡	214㎡	190㎡	476㎡	

平成24年度 給食施設位置図



平成23年度 給食費徴収状況(決算額)

平成24年5月1日 現在

給食施設	学校	調定額 A	収納額 B	未納額	学校(園)別 徴収率 [B/A]	給食施設別 徴収率	※参考値 H22年度 学校(園)別 徴収率
小域給食センター	桜岡小学校	17,177,175	17,093,575	83,600	99.5%	98.6%	98.3%
	三里小学校	2,677,800	2,677,800	0	100.0%		100.0%
	晴田小学校	15,349,325	15,189,725	159,600	99.0%		98.3%
	岩松小学校	9,618,200	9,388,600	229,600	97.6%		95.6%
	小城中学校	28,702,350	27,930,350	772,000	97.3%		96.1%
	三日月中学校	23,379,445	23,185,945	193,500	99.2%		97.9%
	晴田幼稚園	3,138,300	3,117,900	20,400	99.3%		100.0%
	三日月幼稚園	6,914,658	6,914,658	0	100.0%		100.0%
	三日月小学校	39,655,780	39,519,520	136,260	99.7%	99.7%	100.0%
牛津小給食室	牛津小学校	19,663,580	19,563,580	100,000	99.5%	99.5%	99.8%
	砥川小学校	6,045,450	6,045,450	0	100.0%	99.6%	100.0%
	牛津中学校	15,761,600	15,677,600	84,000	99.5%		99.8%
芦刈給食センター	芦刈小学校	15,474,111	15,474,111	0	100.0%	100.0%	99.6%
	芦刈中学校	7,593,600	7,593,600	0	100.0%		99.5%
	芦刈幼稚園	3,821,810	3,821,810	0	100.0%		100.0%
	計	214,973,184	213,194,224	1,778,960	99.2%	99.2%	98.7%

※ 調定額とは、納付しなければならない額、収納額とは実際に納付された額

・ (調定額＝収納額＋未納額)